

朝日町低入札価格調査制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、朝日町が発注する建設工事及び建設工事関連業務委託（業務の種類が測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント及び建築関係建設コンサルタント（以下「業務委託」という。）の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び同令第167条の10の2第2項に規定する調査制度（以下「低入札価格調査制度」という。）を適用して、落札者を決定する場合に必要な手続を定めるものとする。

(調査基準価格の設定及び対象工事等)

第2条 契約担当者（朝日町財務規則（昭和57年規則第4号）第2条第6号に規定する契約担当者をいう。）は、低入札価格調査制度を適用する工事及び業務委託を入札に付する場合は、あらかじめ発注案件ごとに、低入札価格調査を行う基準となる価格（調査基準価格）を設定するものとする。

2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった別表に掲げる額の合計額を基準とする。

3 低入札価格調査制度を適用する建設工事及び業務委託は、競争入札に付する建設工事及び業務委託で、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が130万円超の建設工事及び業務委託とする。

(調査基準価格)

第3条 町長は、競争入札により契約を締結しようとする場合は、あらかじめ契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 対象となる建設工事及び業務委託の入札を行うときは、入札に参加しようとするものに対し、低入札価格調査制度の対象入札であることを周知するものとする。

(内訳書の提出)

第5条 対象となる建設工事及び業務委託の入札に参加しようとするものは、当該入札に関し、入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書を入札書とともに提出しなければならない。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第6条 入札執行者は、競争入札の結果、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、落札の決定を保留するとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項ただし書きの規定により調査を実施した後落札者を決定する旨を告げ当該入札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第7条 前条により落札の決定を保留した場合は、当該建設工事等を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）は、当該最低価格入札者について、次の各号に該当するか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

- (1) 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる。
- (2) 最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる。

(公正入札調査委員会への付議)

第8条 所管課長は、前条の調査結果を朝日町公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）へ付議するものとする。

- 2 委員会は、最低価格入札者が前条各号に該当するか否かを審査し、その結果を入札執行者及び所管課長に通知するものとする。

(落札者の決定及び通知)

第9条 入札執行者は、前条の委員会による審議の結果を受け、最低価格入札者によって契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定する。また、入札執行者は、その旨を入札者全員に通知するものとする。

- 2 入札執行者は、第8条の委員会による審議の結果を受け、最低価格入札者によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、当該最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次に低い価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定する。
- 3 前項の場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第6条から本項までの規定を準用する。なお、入札執行者は、次順位者を落札者とした場合には、最低価格入札者に対して落札者とならない旨の通知を

行うとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(適正な施行等の確保)

第10条 調査基準価格を下回る価格で入札したものを落札者とした場合においては、適正な施工等を確保するため次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 施工体制台帳等の提出及びその内容聴取
- (2) 施工計画書等の内容聴取
- (3) 重点的な監督業務
- (4) 労働安全体制等の確認
- (5) 入念な検査の実施
- (6) その他必要な措置

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。